

1

学習指導要領と教育課程

山 路 進（日本私学教育研究所 主任研究員）

1. 本研究の目的と内容

本研究は、学習指導要領についての考え方を整理し、平成25年度から実施予定の教育課程編成表をもとに調査研究を行った。その作業をとおして、各学校の教育課程の編成状況・教育課程編成の傾向や課題などについて実態把握を行い考察を加えた。

2. 学習指導要領

学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定められている¹⁾。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成している。

2.1 学習指導要領の法的位置づけ

学習指導要領に関する法律は、学校教育法および学校教育法施行規則に示されている。

学校教育法では、下記の通りである。

学校教育法 第4章 小学校

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規程に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法 第5章 中学校

第48条 中学校の教育課程に関する事項は、第45条及び第46条の規定並びに次条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法 第6章 高等学校

第52条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前2条の規定及び第62条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める

学校教育法施行規則では、下記の通りである。

学校教育法施行規則 教育課程

第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

学習指導要領は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、公示という形式で広く国民に示されたものである。このことから学習指導要領は教育課程の編成及び実施に際し、従うべき基準性を有している。しかし、学校の教育活動が全て拘束されるものではない。学習指導要領は教育活動の大筋の基準を示すものであり、具体的な教育活動は、この基準のもとに個々の教師の創意工夫に委ねられるところが多く、学習指導要領にはある程度の弾力性がある。

これまで、学習指導要領の法的な位置付けについて、永山中学校事件最高裁判決¹⁾（昭和51年5月21日）及

び伝習館高校事件最高裁判決²（平成2年1月18日）において法的な位置付けがなされている。

学校教育法施行規則に基づいて定められているため、その効力については議論があるが、伝習館高校事件の最高裁判所における判例によると、一部法的拘束力とするには不適切な表現があるものの、全体としては法的拘束力を有すると判断されている。ただし、伝習館高校は公立高校であり、本判例からみて学習指導要領が私立学校をも拘束する趣旨であるかどうかは微妙である。

2.2 学習指導要領は「最低基準」

2000年前後にゆとり教育を問題視した学力低下論争があった。当時の文部科学大臣は、ゆとりから「確かな学力」への変換を目指して、「確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」を発表した。この文中に、「学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもは、発展的な学習で力をより伸ばす」と書かれた。

確かな学力の向上のための具体的方策

～新しい学習指導要領の全面実施に際して～ 一部を抜粋（アンダーラインを追加）

1. きめ細かな指導で、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身に付ける。
2. 発展的な学習で、一人一人の個性等に応じて子どもの力をより伸ばす

学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもは、発展的な学習で力をより伸ばす

3. 学ぶことの楽しさを体験させ、学習意欲を高める
4. 学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身に付ける
5. 確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進する

文科省は、これまでの一貫した学習指導要領の「上限規制的性格」から「最低基準」へとその性格を転換させた。「学習指導要領は最低限度」とするならば、教育現場では、改めて教育の原点に立ち返り、真に子

- 1 永山中学校事件：昭和30年代の終わりの全国一斉学力テストの実施に際して、これに反対する人々による公務執行妨害に係る事案として問われた事件であった。
- 2 伝習館高校事件：伝習館訴訟は、県立高等学校の三人の社会科教諭が、授業における教科書の不使用、学習指導要領の逸脱（いわゆる「偏向教育」の実施）、一律評価等を理由に、県教育委員会から懲戒免職処分を受けたため、その取消を求めたものである。最高裁判所第一小法廷判決1990年1月18日、昭和59（行ツ）46

どもの世界観形成につながる学力の内容吟味が必要となるであろう。

2.3 学習指導要領の「基準性」

「学習指導要領は最低限度」と位置づけについては、今回の学習指導要領の中に学習指導要領の「基準性」として記述されている。記述されている部分を以下に掲載する。

学習指導要領に示している内容は、すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。

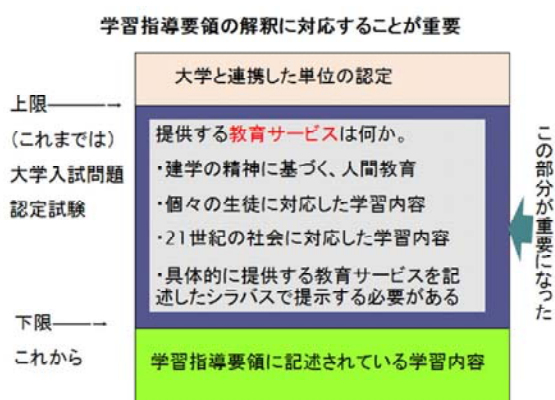
したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

言い換えれば、「学習指導要領に示している内容は、（最低限の規準を示しているのだから）すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものである」。このように学習指導要領は、教員がすべての児童生徒に指導する内容を規定したものであり、子どもが身に付けなければならない基準ではない。

また、「同時に、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である」とされ、個々の学習者の状況に応じて、より発展的な内容（あるいは遡って）を加えて指導することも可能であることが明示された。

また、「（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。」とも記述されており、これまでの学習指導要領も最低限度であったと記されている（これまでの学習指導要領には、歯止め規程等があり矛盾するが）。

今回の学習指導要領の改訂によって、教育課程編成と実施に関する各学校の裁量権が増えたことになる。この様な学習指導要領の「基準性」の考え方に対応す



ると、各学校は学習指導要領に記述されている内容(下限まで)は基本的にはすべて指導するであろう。しかし、大学入試の対応を考えれば、高等教育で学ぶための基礎的な能力として、より高いレベルの学習内容(この図の上限)のレベルまで指導するであろう(例えば、これまでの大学入試問題が十分に解けるなど)。そうなると、下限の内容に加えて、高レベルに内容(上限)の間の学習内容を、各学校が創造することが求められる。この間の学習内容は、私立学校であれば「建学の精神に基づく、人間教育」、「個々の生徒に対応した学習内容」および「21世紀の社会に対応した学習内容」などが考えられる。この内容については、学習指導要領には記述されていないので、シラバス等に記述して明確化して示し、「指導と評価の一体化」の実践が求められる。

3. 教育課程の編成調査とその傾向

学習指導要領に対応した教育課程が編成され、平成24年度より中学校で全面実施、平成25年度より高等学校が学年進行で実施となる。すでに各私立学校では、建学の精神に基づく特色や自主性を生かした教育課程の編成作業が行われている。そこで、新しい学習指導要領に対応した教育課程編成表等を分析するため、平成25年度から実施予定の教育課程編成表を、全国の学校からご恵送頂いた。

集めた平成25年度から実施予定の教育課程編成表をもとに調査研究を行った。その作業をとおして、各学校の教育課程の編成状況、教育課程編成の傾向や課題などについて、実態把握を行った。この調査結果は、「平成25年度教育課程編成事例の調査研究—平成25年度入学生用の私立学校教育課程編成事例調査研究のまとめ—」として編集し研修会で配布し、さらに一部を平成24年度の調査資料249号として発行した⁴⁾。

3.1 「教育課程編成担当者」研修会

実務者研修会(2012年6月と10月、東日本と西日本)において、この本を配布し、さらに「新学習指導要領と

私学の教育課程編成」として解説を行った。その際に、学習指導要領と教育課程編成に関する質問を集め、文部科学省教育課程課の大金室長のご回答いただいた。今後の編成に役立つと思われるので下記に掲載する。

【全体】

1. 標準単位より、少ない単位数を配当することは可能か。その場合、どのような場合であれば、減ずることができるのか。
2. 本校は、2学期制をとっています。1学期に化学基礎(4校時、2単位)を履修し、2学期に生物基礎(4校時、2単位)を履修することは可能か。また、1年次に1学期に化学基礎(4校時、2単位)を履修し、2学期に化学(4校時、2単位)を履修する。そして、2年次において化学を(残り2単位)を履修することは可能か。この場合、コースの選択の変更により2年次の化学(2単位)を選択しないことは可能か(基礎3科目を履修している前提)。

【総合的な学習の時間】

1. 総合的な学習の時間は、どのような場合に減単が可能なのか。
2. 「総合的な学習の時間」3単位を2単位に減ずるに値する特別活動等について、どのような具体例があるか。
3. 「特別活動」と「総合的な学習の時間」を組み合わせた活動は可能か。例えば、夏期休暇中に調査研究旅行を実施し、5日間に内3日間を調査研究にあてて、「総合的な学習の時間」に単位とすることは可能か。
4. 学期末等にまとめて調査研究を指導し、これを「総合的な学習の時間」に単位とすることは可能か。
5. 中学校または高等学校で、毎朝15分を「総合的な学習の時間(2単位分)」として指導することは可能か。

【学校設定科目及び学校外学修の単位認定】

1. 留学等で認められる単位が30単位から増加させたとき聞いたが、詳しく知りたい。

【小学校】

1. 「外国語活動」を専科(外国語の教員免許を持つ)の教員が、授業を指導することは可能か。また、小学校の教員免許を持っていないが外国語の教員免許を持つ教員が担当することは可能か。

【中学校】

1. 中学校で実技科目、例えば音楽や美術において、学年で集中して学習させた方が効果的である。2年と3年の35時間を合わせて、音楽を2年時に70時間、美術を3年時70時間にすることは可能か。
2. 中学校において、学年毎に定められた授業時数を、流動的に考えてもよいか。
3. 中学校に武道が加わったが、本校は女子中学校であり施設設備も対応が難しく、指導する教員も事故等を考えると不安である。どの程度を実施すれば良いのか。どの程度の時数を想定しているのか。また、演武(空手、少林寺拳法を含む)などは可か。

【高等学校】

1. 「道徳教育の全体計画」の作成が求められています。この計画の見本などはあるでしょうか。また、計画書に必ず記載しなければならない事項などはあるでしょうか。
2. 理科の基礎物理と物理を同学年で履修することは可能でしょうか。
3. 複数学年【2(or 3)ヵカ年】にわたって学んだ『科目A』を、2(or 3)年目の年度末に『科目A=35時間分』として単位認定することは可能か。成績は、指導要録にどのように記載するのか。
4. 4単位の教科を、2年生で3単位、3年生で2単位と2学年にまたがって履修させるカリキュラムを組んでいる。しか

し、2年生では履修し単位取得したが、3年次にコース変更したために2単位分が履修できなくなってしまう。この場合には、3単位（1単位減単）として処理できるでしょうか。

5. 「体育」に関して、「武道」の「柔道」について。学習指導要領には「武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行う」ようにとの文言があるが、本校が女子校である旨を考慮し、実施に当たって、道着を着用せず、マット上で指導要領にある「基本動作」や「受身」を中心とした練習を行うことでも可とされるかどうか。

【指導要録】

1. 指導要録の電子化について、可能なのか。できるとすれば、どのような注意が必要なのでしょう。保存は、電子媒体だけで良いのでしょうか。また、捺印等はどのようにすれば良いのでしょうか。
2. 併設型の中学校・高等学校です。教育課程の特例を実施し、数学1（3単位）を中学で指導しています。この場合、指導要録にはどのように記載すれば良いのでしょうか。
3. 上記と同様ですが、中学校で数学Iを2単位を履修した場合、残りの1単位分を高等学校の1年に2単位として分割履修し、合計4単位として単位認定できるのでしょうか。
4. 本校では、LHRを週1時間実施しております。LHRは、「年間35時間以上実施しているのであるから、単位を認定するののか」、「HRは単位として認定しないのか」のでしょうか。LHRは、指導要録には、どの様に記載するのでしょうか。

【中高一貫校】

1. 併設型中学校及び併設型高等学校の申請について、詳しく知りたい。
2. 本校は、併設型中高一貫校です。平成24年度は、理科と数学の先行実施期間ですが、下記に点で質問いたします。平成24年度、中学校3年生に数学Iを指導しています。高等学校「数学I」の教科書を購入しておりますが、平成25年度の新課程の高等学校「数学I」の教科書を改めて購入する必要があるのでしょうか。また、授業内容も新課程に合わせた内容にする必要があるのでしょうか。

3.2 平成25年度教育課程編成事例

平成25年度入学生用の私立学校教育課程編成事例を編集する際に、編成の傾向を分析した。

3.2.1 高等学校教育課程の全体傾向

高等学校の教育課程編成の傾向をまとめる。

- 学校5日制、学校6日制で、卒業までに履修できる総単位数は異なる。空き時間は作らない傾向。
- 6日制など、総単位が多い場合には、下記の3つのパターンがある。
 - ・学校設定科目を設ける・・・成績（評定）をどのようにするのが課題である。
 - ・標準単位を増単する・・・学年を渡る単位の認定、この場合、成績をどのようにするのか。
 - ・学校設定科目&標準単位を増単の両方
- 進級時にコース変更（理系→文系など）により、履修できる教科が限られる場合がある。
 - ・必履修科目等に留意する必要あり。
- 大学入試における入試科目の設定とのマッチングが課題・・・変更の可能性（科学と人間生活ではセン

ター試験は受けられない）があり、今後の私立大学に受験科目によっては、対応が必要となる。

- 中高一貫校（中学校・高等学校型、併設型）など、教育課程の柔軟な編成により、より独自性のある効果的な教育課程の編成ができるかどうか。

3.2.2 理科の傾向

理科は、これまで20年間続いた総合理科を必履修させる規程から、卒業の要件として基礎の付く4教科から4科目を履修することでも可となった。

- 基礎3教科型・・・物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の基礎4教科から3教科にする。
 - ・地学基礎は、少ない（2年文系で2つから選択）
 - ・物理基礎、化学基礎、生物基礎の3教科が多い
 - ・1年次に2教科を履修させる学校が多い。その場合、化学基礎、生物基礎が多い、物理基礎は数学との進捗の関係を考慮する必要がある。
 - ・1年次に基礎3教科、6単位履修する学校もある。

□科学と人間生活型

- ・科学と人間生活、基礎4教科から1教科が最低限
- ・専門学科、普通科のコース（スポーツ等）に多い。
- ・専攻に対応した基礎物理、基礎化学、基礎生物などを課している場合が多い。

3.2.3 情報の傾向

2003年から始まった情報（A, B, C）は、教科内容を「情報の科学」、「社会と情報」に再編成した。

- 平成25年度からの教育課程表をみると、「社会と情報」の実施が多い。
- 学年配当は、1年、2年が多いが、3年の場合もある。
- 2単位を1年間で履修することを基本としているが、1単位ずつ2年間で履修する学校もある。

4. まとめ

本研究は、学習指導要領についての考え方を整理し、各学校の教育課程の傾向や課題などについて実態把握および考察を行った。なお、各教科の編成傾向等の詳細は、調査資料集249号にまとめた。

【参考文献】

- 1) 文部科学省、「高等学校学習指導要領」、2009.3
- 2) 山路進、「教育政策の動向についての理解」、教職の充実のための実践講座、山路進編著、朝日出版、2012
- 3) 山路進他、「平成25年度教育課程編成事例の調査研究—平成25年度入学生用の私立学校教育課程編成事例調査研究のまとめ—」、日本私学教育研究所、全580頁、2012
- 4) 山路進、「教育課程編成事例の調査研究—平成25年度入学生用の私立学校教育課程編成事例調査研究のまとめ—」、日本私学教育研究所 調査資料集 第249号、2013